

# 福島大学大学院地域デザイン科学研究科 設置の趣旨等を記載した書類（資料）

## 目次

資料 1	地域デザイン科学研究科(修士課程)修了までのスケジュール表	2
資料 2	福島大学研究倫理規程	3
資料 3	公認心理師実習施設一覧（別表 1：学類）	7
資料 4	公認心理師実習施設一覧（別表 2：大学院）	11
資料 5	公認心理師実習施設承諾書（学類、大学院）	17
資料 6	国立大学法人福島大学職員就業規則	30
資料 7	地域デザイン科学研究科の大学院生研究室	38

## 地域デザイン科学研究科(修士課程)修了までのスケジュール表

月	第1年次	第2年次
4月	入学式(4月上旬) 新入生ガイダンス(4月上旬) 研究計画書および研究指導計画書の作成・提出 授業開始 主指導教員・副指導教育の決定(人)(地) 主指導教員の決定(経) 履修モデルの作成 履修科目の登録(4月上~中旬) 研究課題テーマの提出(4月上~4月中旬)(人) 研究倫理教育プログラムの受講 (4月~5月下旬)	授業開始 研究計画書および研究指導計画書の作成・提出 指導教員による研究指導 履修科目の登録(4月上~中旬)
5月	指導教員による研究指導	指導教員による研究指導
6月	指導教員による研究指導	指導教員による研究指導
	修士学位論文等中間報告会(第2年次生対象) への参加(6月~7月)(経)	副指導教員の決定(経) 修士学位論文等中間報告会における研究報告 (6月~7月)(経)
7月	指導教員による研究指導	指導教員による研究指導
8月	授業終了	授業終了
9月		
10月	授業開始 指導教員による研究指導 履修科目の登録(10月上~中旬) 修士学位論文等中間報告会における研究 報告(10月下旬)(人)	授業開始 指導教員による研究指導 履修科目の登録(10月上~中旬) 修士学位論文等中間報告会における研究 報告(10月下旬)(人)
11月	指導教員による研究指導 修士学位論文等中間報告会(第2年次生 対象)への参加(11月~12月)(経)	指導教員による研究指導 修士学位論文等中間報告会における研究 報告(11月~12月)(経)(地)
12月	指導教員による研究指導	指導教員による研究指導 学位論文審査委員の決定(12月上旬)(人)
1月	指導教員による研究指導	修士学位論文等審査委員の決定(1月下旬)(地) 修士学位論文等の提出(1月中~下旬) 学位論文審査及び最終試験(~2月下旬)(地)
2月	授業終了 修士学位論文等最終報告会(第2年次生対象) への参加(2月上~中旬)(経) 修士学位論文等中間報告会における研究 報告(2月中旬)(人)	授業終了 修士学位論文等最終報告会における研究成果の 公表および最終試験(2月上~中旬)(経) 修士学位論文等成果発表会における研究 成果の公表及び最終試験(2月中旬)(人) 修士学位論文等審査・最終試験結果報告書の 提出(2月中~下旬)
3月		修了認定会議(3月上旬) 学位記授与式(3月下旬)

※(人)：人間文化専攻、(地)：地域政策科学専攻、(経)：経済経営専攻

## ○福島大学研究倫理規程

平成18年11月17日	
平成19年3月30日	
平成20年3月18日	
平成20年10月16日	
平成21年5月19日	
平成22年4月20日	
平成24年3月13日	
平成25年9月3日	
平成26年3月31日	
平成26年9月16日	
平成27年3月27日	
平成27年4月14日	
平成27年10月2日	
平成28年3月30日	
平成31年3月19日	
令和3年9月30日	

## 改正

## 第1章 総則

## (目的)

**第1条** この規程は、福島大学における、ヒトを対象とする実験及び調査研究等に関する指針（平成18年11月17日制定）に基づき、福島大学（以下「本学」という。）においてヒトを対象とする実験及び調査研究等についての審査を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この規程において「部局」とは、福島大学学則第2条第2項、第4項及び第5項に規定する各学類、第3条の2に規定する各機構、第4条の2に規定する各センター、第4条の3に規定する研究所、第5条に規定する各附属学校園及び第6条に規定する事務局をいい、「部局長」とは、それぞれの部局の長をいう。

2 前項に定める「部局」には、外部資金の目的を遂行するために設置されたプロジェクト等を含むものとする。

## 第2章 研究倫理委員会

## (設置)

**第3条** 国立大学法人福島大学研究推進機構規程（平成17年5月10日制定）第5条第2項の規定に基づき、福島大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (任務)

**第4条** 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- 一 研究に関する実施計画等について審査すること。
- 二 研究倫理に係る規程等に関すること。

## (組織)

**第5条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教員のうち学長が指名した者
  - 二 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
  - 三 倫理学・法学の専門家等、人文・社会科学の有識者
  - 四 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることができる者
  - 五 研究振興課長
  - 六 その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第2号及び第3号の委員には、保健管理センター及び各学類選出の教員を含めるものとする。

3 第1項の委員には、本学に所属しない者を複数含めるものとする。

4 第1項の委員は、男女両性で構成するものとする。

5 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

6 第1項第2号から第4号に定める委員のうち本学に所属しない者については、あらかじめ委員会の承認により予備委員を置くことができる。また、当該委員が委員会に出席できない場合には、委員長は委員に代わる者として予備委員を出席させることができる。

## (任期)

**第6条** 前条第1項第2号から第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

## (委員長等)

**第7条** 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は第5条第1項第1号の委員をもって充て、副委員長は委員長が指名した者をもって充てる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議の招集及び議長)

**第8条** 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

(定足数及び議決)

**第9条** 委員会は、次の各号に掲げるすべての事項を満たさなければ議事を開くことができない。

- 一 5名以上の委員が出席すること。
- 二 第5条第1項第2号から4号までに規定する委員がそれぞれ1名以上出席すること。
- 三 第5条第1項に規定する委員のうち本学の教職員でない者が複数名出席すること。
- 四 男性及び女性の委員がそれぞれ1名以上出席すること。

2 委員会の議決は、出席者の3分の2以上をもって決す。ただし、第12条第1項に定める審査の判定は、出席者全員の合意を要する。

(事務)

**第10条** 委員会に関する事務は、研究振興課において処理する。

**第3章** 手続き

(申請)

**第11条** 審査を必要とする者（以下「申請者」という。）は、部局長を経由して研究倫理審査申請書を委員会に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が公衆衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急に研究を実施する必要があると判断する場合は、次条の手続きを経ることなく、第16条に定める研究等実施許可申請書を学長に提出することができる。

(審査手続き等)

**第12条** 委員会は、前条第1項の申請があったときは、速やかに当該研究実施計画の倫理的適合性について審査し、判定を行うものとする。ただし、次条に定める場合においては、この限りでない。

2 審査の判定区分は、次に定めるとおりとする。

- 一 承認
- 二 条件付承認
- 三 変更の勧告
- 四 不承認
- 五 非該当

3 委員が当該研究に関係する者である場合は、当該研究に関する議事に加わることができ

ない。

(迅速審査)

**第13条** 委員会は、次の各号のいずれかに該当する審査については、委員長及び委員会があらかじめ指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行うことができる。

- 一 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体について他機関の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
  - 二 研究計画の軽微な変更に関する審査
- 2 迅速審査の判定区分は、前条第2項に定めるとおりとする。この場合において、当該判定をもって委員会の判定とする。

3 委員長は迅速審査を行った当該研究及び判定結果について、全ての委員に報告しななければならない。

4 前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該研究について、改めて委員会における審査を求めることができる。

5 委員長は、前項の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、前条により委員会において審査しなければならない。

(審査結果通知)

**第14条** 委員長は、第12条又は前条の審査終了後、審査結果通知書により、速やかに審査の結果を申請者に通知するものとする。

(再審査)

**第15条** 申請者は、前条による審査結果通知に異議があるときは、異議申立書により委員会に再審査を求めることができる。

2 委員会は、前項の異議申立書を受理したときは、速やかに再審査を行うものとする。

3 委員長は、審査終了後、再審査結果通知書により、速やかに再審査結果を申請者に通知するものとする。

(許可等)

**第16条** 申請者は、委員会の審査結果通知を受けた後、その結果及び委員会に提出した書類等を添付した研究等実施許可申請書により、学長に許可を求めるものとする。

2 学長は、前項の申請があったときは、委員会の意見を尊重しつつ、許可又は不許可、その他研究に関し必要な事項を決定し、研究等実施（許可・不許可）通知書により、申請者に通知するものとする。この場合において、学長は委員会が研究の実施について不適当である旨の意見を述べたときには、当該研究の実施を許可してはならない。

(許可等の特例)

**第17条** 学長は、第11条第2項の申請に対し、公衆衛生上の危機の発生又は拡大を防止するために緊急に研究を実施する必要があると判断するときは、申請者が委員会の意見を聴く前に許可及びその他研究に關し必要な事項を決定することができる。

2 申請者は、前項の許可を受けた後、遅滞なく委員会の意見を聴くものとし、委員会が研究の停止、中止又は変更の意見を述べたときは、当該研究を停止、中止又は変更するなど適切な対応をとらなければならない。

(実施計画の変更)

**第18条** 申請者は、承認された研究実施計画に変更等(中止する場合を含む。)が生じたときは、速やかに部局長を経由して実施計画変更書を委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の実施計画変更書を受理したときは、速やかに当該研究実施計画の変更について、第12条を準用し審査を行うものとする。

(調査等)

**第19条** 委員会は、研究の進行中において、申請者に対し、研究の進捗状況等について報告を求め、又は調査することができる。この場合において、当該研究に改善すべき事項があるときは、委員長は、速やかに申請者に対し、必要な指導又は勧告を行う。

(報告及び検証等)

**第20条** 申請者は、研究終了後に、実験等終了・中止報告書(ヒトを対象とする実験及び調査研究等)を学長及び委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の報告に係る研究の倫理的適合性について検証を行い、当該研究に改善すべき事項があるときは、委員長は、速やかに学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、必要な措置を講じなければならない。

(申請書の様式)

**第21条** 第11条第1項に規定する研究倫理審査申請書、第14条に規定する審査結果通知書、第15条第1項に規定する異議申立書、同条第3項に規定する再審査結果通知書、第16条第1項に規定する研究等実施許可申請書、同条第2項に規定する研究等実施(許可・不許可)通知書、第18条第1項に規定する実施計画変更書及び第20条第1項に規定する実験等終了・中止報告書(ヒトを対象とする実験及び調査研究等)については、委員会の議を経て学長が定める。

**第4章** モニタリング及び監査

(モニタリング及び監査)

**第22条** 申請者は、侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、学長の許可を受けた研究倫理審査申請書に定めるところにより、モニタリング及び必要に応じて監査を実施しなければならない。

2 学長は、前項によるモニタリング及び監査の実施に協力するとともに当該実施に必要な措置を講じなければならない。

**第5章** 雑則

(雑則)

**第23条** この規程に定めるもののほか、研究倫理に必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

**附 則**

1 この規程は、平成18年1月17日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

**附 則**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成20年10月16日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年5月19日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成25年9月3日から施行し、平成25年7月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月14日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年10月2日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和3年9月30日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

別表1-1 実習計画(福島大学)学類

内外別	番号	施設名	所在地	分野名	受入可能	1日時間 /回数	実習時間	必修・選択	巡回指導 回数
学外実習	1	福島県立医科大学医学部神経精神医学講座	〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地	保健医療	10	4時間×2日	8時間	必修	1
	2	福島県精神保健福祉センター	〒960-8012 福島県福島市御山町8-30	福祉	10	4時間×2日	1人16時間 (8時間×2カ所)	いずれか2カ所選択	1
	2	福島県中央児童相談所	〒960-8002 福島県福島市森合町10-9	福祉	4	4時間×2日			1
	2	福島県総合療育センター	〒963-8041 福島県郡山市富田町字上ノ台4-1	福祉	2	4時間×2日			1
	2	福島愛育園	〒960-8156 福島県福島市田沢字躰躰ケ森16	福祉	8	4時間×2日			1
	2	青葉学園	〒960-2152 福島県福島市土船字新林24番地	福祉	4	4時間×2日			1
	2	福島少年鑑別所	〒960-8254 福島県福島市南沢又字原町越4-14	司法・犯罪	10	4時間×2日			1
	3	附属中学校(学習支援中心)	福島県福島市浜田町12番26号	教育	4	4時間×12日			48時間
	3	附属小学校(ホットルーム支援中心)	〒960-8022 福島県福島市新浜町4番6号	教育	4	4時間×12日	2		
	3	附属特別支援学校(けやき支援, 学校支援)	〒960-8164 福島県福島市八木田字並柳71番	教育	4	4時間×12日	2		
	小計							72時間	

別表1-2 実習計画(福島大学)学類

内外別	番号	施設名	第2の3(1) 「含まれる事項」	実習概要	契約内容
学外実習	1	福島県立医科大学医学部神経精神医学講座	(ア)心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ (イ)多職種連携及び地域連携 (ウ)公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解	福島県立医科大学神経精神科の業務の内容と心理職の業務・役割の実際及び精神疾患を有するクライアントに対する多職種連携の中での心理職の支援を学ぶ。	秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し、仮に事故が起きた場合は、実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。
	2	福島県精神保健福祉センター	(ア)心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ (イ)多職種連携及び地域連携 (ウ)公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解	精神保健福祉センターの業務の概要と心理職の役割の実際について、心理職等から学ぶ。	秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し、仮に事故が起きた場合は、実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。
	2	福島県中央児童相談所	(ア)心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ (イ)多職種連携及び地域連携 (ウ)公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解	児童相談所の業務の概要と心理職の役割の実際について、心理職等から学ぶ。	秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し、仮に事故が起きた場合は、実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。
	2	福島県総合療育センター	(ア)心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ (イ)多職種連携及び地域連携 (ウ)公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解	総合療育センターの業務と心理職の役割の実際について学ぶとともに、発達障害児・舎のアセスメントや療育、社会での自立に向けた支援について学ぶ。	秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し、仮に事故が起きた場合は、実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。
	2	福島愛育園	(ア)心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ (イ)多職種連携及び地域連携 (ウ)公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解	児童養護施設で生活する子どもに対する心理職員の支援と、他職種との連携について、その実際を学ぶ。子どもたちの心理的成長を促す施設職員の関わりを理解する。	秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し、仮に事故が起きた場合は、実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。
	2	青葉学園	(ア)心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ (イ)多職種連携及び地域連携 (ウ)公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解	児童養護施設で生活する子どもに対する心理職員の支援と、他職種との連携について、その実際を学ぶ。子どもたちの心理的成長を促す施設職員の関わりを理解する。	秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し、仮に事故が起きた場合は、実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。

2	福島少年鑑別所	(ア)心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ (イ)多職種連携及び地域連携 (ウ)公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解	非行少年・犯罪者の心理アセスメント(資質鑑別等), 矯正教育(薬物・性犯罪等への専門的処遇プログラム)について心理技官等からその実際を学ぶ。事前学習として, 司法・犯罪分野の臨床システムを学び, 事後学習として, 心理職としてのアプローチの特質を確認する。	秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し, 仮に事故が起きた場合は, 実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。
3	附属中学校(学習支援中心)	(ア)心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ (イ)多職種連携及び地域連携 (ウ)公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解	学校不適応の生徒(保健室登校など)への学習を通じた心理的支援を行う。主に養護教諭とスクールカウンセラーの指導を受ける。	秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し, 仮に事故が起きた場合は, 実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。
3	附属小学校(ホットルーム支援中心)	(ア)心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ (イ)多職種連携及び地域連携 (ウ)公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解	教室不適応の児童が利用する少人数指導のほっとルームで, 少人数担当教員のアシスタントを務めながら, 学校不適応の児童への心理的支援を学ぶ。	秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し, 仮に事故が起きた場合は, 実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。
3	附属特別支援学校(けやき支援, 学校支援)	(ア)心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ (イ)多職種連携及び地域連携 (ウ)公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解	特別支援学校に設けられた発達支援室「けやき」の教育相談のアシスタントを通じて, 発達障害のある子ども, その保護者への心理支援の実際を学ぶほか, 学校の教育活動の見学を通じて特別支援教育における心理支援の実際を学ぶ。	秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し, 仮に事故が起きた場合は, 実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。

別表1-3 実習計画(福島大学)学類

	番号	実習概要	実習担当教員
学内実習	4	4年時: 人間発達文化学類附属学校臨床支援センター臨床心理・教育相談室(所在地 福島大学構内)において大学院生が運営する4つのグループワーク(学校不適応の生徒のグループ, その保護者のグループ, ひきこもり青年のグループ, ひきこもり者の家族のグループ)のビデオ視聴を行い, 臨床心理学支援の実際を学ぶ。実習生1人あたり12時間。受入可能人数は10名。これらの活動は臨床心理・教育相談室長である青木真理が管理しており, 室長の責任において, 視聴を許可する。	秘密保持誓約書を提出。
		小計	12時間
合計			84時間

## 【事前・事後指導】

前・後の別	指導内容
事前指導	実習の意義, 公認心理師の職責の再認識, 実習の中で留意すべきことを指導したのち, 各実習施設の実習担当教員が個別に指導を行う(例: 司法・犯罪分野における臨床システム概要を学ぶ)
事後指導	実習で学んだことをふりかえり, 様々な分野での心理的援助について改めて考察させる。各施設ごとにも事後指導を行う(例: 心理職として, 司法・犯罪分野におけるアプローチの特質を確認する)

別表2-1 実習計画(福島大学)大学院

内外別	施設名	所在地	分野名	受入可能	1日時間/ 回数	実習時間	必修・選択	巡回指導 回数
学外実習	福島県立医科大学医学部神経精神医学講座	〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地	保健医療	10	8時間×30日	240時間	必修	1
	福島県立矢吹病院	〒969-0284 福島県西白河郡矢吹町滝八幡100	保健医療	6	8時間×10日	80時間	いずれか 選択	1
	医療法人湖山荘あずま通りクリニック	〒960-8031 福島県福島市栄町1-28	保健医療	2	8時間×10日			1
	社会医療法人あさかホスピタル	〒963-0102 福島県郡山市安積町笹川字経垣45	保健医療	2	8時間×10日			1
	一般財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院	〒963-8558 福島県郡山市西ノ内2丁目5-20	保健医療	2	8時間×10日			1
	福島県女性のための相談支援センター	福島県福島市上浜町6-3	福祉	2	8時間×10日			80時間
	福島県中央児童相談所	〒960-8002 福島県福島市森合町10-9	福祉	4	8時間×10日	1		
	福島県総合療育センター	〒963-8041 福島県郡山市富田町字上ノ台4-1	福祉	2	8時間×10日	1		
	福島学園	〒962-0001 福島県須賀川市森宿字中新田128	福祉	1	7～8時間×12日	93時間		1
	更生保護法人至道会	〒960-8254 福島県福島市南沢又字上原69-1	司法・犯罪	1	7～8時間×7日	50時間	いずれか 選択	1
	福島少年鑑別所	〒960-8254 福島県福島市南沢又字原町越4-14	司法・犯罪	10	7～8時間×4日	30時間		1
	附属中学校(学習支援中心)	福島県福島市浜田町12番26号	教育	6	4時間×10日	40時間		2

学内実習	学内実習 福島大学学 校臨床支援 センター附 属臨床心 理・教育相 談室	福島大学構 内		10		200時間 前後		巡回の必要 なし
------	--	------------	--	----	--	-------------	--	-------------

学生ひとりあたりの実習時間

学外実習	430時間～493時間	うち担当ケース時間	150時間～210時間
学内実習	195時間～235時間	うち担当ケース時間	195時間～235時間
総計	625時間～728時間	うち担当ケース時間	345時間～445時間

【注 記】「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について(29文科初第879号)」第2の3(1)「心理実践実習科目に含まれる事項」について

- (ア)心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得 (1)コミュニケーション (2)心理検査 (3)心理面接 (4)地域支援等  
(イ)心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成  
(ウ)心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ  
(エ)多職種連携及び地域連携  
(オ)公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

別表2-2 実習計画(福島大学)大学院

内外別	施設名	第2の3(1) 「含まれる事項」	実習概要	契約内容
	福島県立医科大学医学部神経精神医学講座	(ア)(1)(2)(3) (イ)(ウ)(エ)(オ)	基幹の総合病院の中の精神科医療領域の業務の内容と心理職の業務・役割の実際及び精神疾患を有するクライアントに対する多職種連携の中での心理職の支援を学ぶ。また、他科との連携としてのリエゾンについても学ぶ。具体的には、診察の陪席、心理検査の実施、デイケアプログラムへの参加及び心理教育プログラム実践等を学ぶ。 業務・役割の実際及び精神疾患を有するクライアントに対する多職種連携の中での心理職の支援を学ぶ。	秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し、仮に事故が起きた場合は、実習施設指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。
	福島県立矢吹病院	(ア)(1)(2)(3) (イ)(ウ)(エ)(オ)	精神科医療領域の業務の内容と心理職の業務・役割の実際及び精神疾患を有するクライアントに対する多職種連携の中での心理職の支援を学ぶ。特に思春期病棟での支援にかかわる。	秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し、仮に事故が起きた場合は、実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。
	医療法人湖山荘あずま通りクリニック	(ア)(1)(2)(3) (イ)(ウ)(オ)	精神科医療領域の業務の内容と心理職の業務・役割の実際及び精神疾患を有するクライアントに対する多職種連携の中での心理職の支援を学ぶ。このクリニックの特徴である高齢者の精神医療について特に学ぶことができる。具体的には、診察の陪席、心理検査の実施、デイケアプログラムへの参加及び心理教育プログラム実践を行う。	秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し、仮に事故が起きた場合は、実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。

学外実習

<p>社会医療法人あさかホスピタル</p>	<p>(ア) (1) (2) (3) (イ) (ウ) (エ) (オ)</p>	<p>精神科医療領域の業務の内容と心理職の業務・役割の実際及び精神疾患を有するクライアントに対する多職種連携の中での心理職の支援を学ぶ。具体的には、陪席やカンファレンス参加、デイケアプログラムへの参加や心理教育プログラム実践を行う。具体的には、心理検査及び心理療法の実施、心理教育プログラム実践を行う。</p>	<p>秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し、仮に事故が起きた場合は、実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。</p>
<p>一般財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院</p>	<p>(ア) (1) (2) (3) (イ) (ウ) (オ)</p>	<p>総合病院における心理室の業務・役割の実際及び精神科に限らず小児科、内科等からの依頼に基づいて心理職のリエゾンの現場で学ぶ。具体的には、知能・発達・認知機能検査の実施、糖尿病・肥満患者への心理教育、緩和ケアプログラムへの参加など、多職種連携によるチーム医療への心理職として参画の実際を学ぶ。</p>	<p>秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し、仮に事故が起きた場合は、実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。</p>
<p>福島県女性のための相談支援センター</p>	<p>(ア) (1) (4) (イ) (ウ) (エ) (オ)</p>	<p>婦人保護事業の3つの機関の2つである婦人相談所・婦人保護施設での実習を通して、様々な困難を抱える女性とその同伴家族へ支援を行う多職種と連携した心理職の支援を学ぶ。具体的には、心理検査や心理療法の陪席や心理教育プログラムを実践を学ぶ。</p>	<p>秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し、仮に事故が起きた場合は、実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。</p>
<p>福島県中央児童相談所</p>	<p>(ア) (1) (4) (イ) (ウ) (エ) (オ)</p>	<p>児童福祉法に基づく児童相談所は、子どものあらゆる相談に応じる機関である。相談や心理検査、遊戯療法等について学ぶ。虐待事例については一時保護から社会的養護に至る措置決定のプロセス等についての学び、多職種連携の中での心理職の支援を学ぶ。具体的には、相談業務や心理検査、遊戯療法の陪席やカンファレンスへの参加、一時保護所での子どもたちへの関わりについて実践を学ぶ。</p>	<p>秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し、仮に事故が起きた場合は、実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。</p>

<p>福島県総合療育センター</p>	<p>(ア) (1) (2) (3) (イ) (ウ) (オ)</p>	<p>児童福祉法に基づく児童福祉施設と病院機能を併せ持つ総合療育センターの中の発達障がい児・者にたいする診断・療育・就労支等に向けた総合的な機能を持つ中核機関としての役割を学ぶ。具体的には、相談業務やアセスメント、診断、療育・支援・コンサルテーションの陪席やカンファレンスへの参加等を通して、発達障がい児・者に対する総合的な支援の実践を学ぶ。</p>	<p>秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し、仮に事故が起きた場合は、実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。</p>
<p>福島学園</p>	<p>(ア) (1) (3) (4)</p>	<p>児童福祉法に基づく児童自立支援施設において、生活指導・教科指導が中心となるが、虐待等厳しい家庭環境での養育、さらには発達障害の二次障害の影響による問題行動への心理職の対応の実際を学ぶ。具体的には、施設教育での各種心理検査の活かし方、他の専門職と連携したアセスメント、発達段階を踏まえた退所時期の検討など、家族への働きかけを含めた心理職の役割・機能を学ぶ。</p>	<p>秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し、仮に事故が起きた場合は、実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。</p>
<p>更生保護法人至道会</p>	<p>ア) (1) (3) (4) (イ) (ウ) (エ) (オ)</p>	<p>更生保護法に基づく更生保護施設における立ち直り支援の実際について学ぶ。具体的には、更生保護の枠組みを知るために保護観察所保護観察官から講義を受け、高齢犯罪者、薬物依存者等心理的支援が必要な支援対象者への福祉や医療機関と連携した立ち直り支援の仕組み、処遇プログラムの実際について学習する。</p>	<p>秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し、仮に事故が起きた場合は、実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。</p>

	福島少年鑑別所	(ア) (1) (2) (3) (4) (イ) (ウ) (エ) (オ)	非行少年・犯罪者の心理アセスメント(資質鑑別等), 矯正教育(薬物・性犯罪等への専門的処遇プログラム)について心理技官等からその実際を学ぶ。事前学習として, 司法・犯罪分野の臨床システムを学び, 事後学習として, 心理職としてのアプローチの特質を確認する。	秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し, 仮に事故が起きた場合は, 実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。
	附属中学校(学習支援中心)	(ア) (1) (3) (イ) (ウ)	学校適応に困難を抱える生徒の個別的学習支援に携わり, スクールカウンセラー, 養護教諭の指導助言を受けながら生徒支援の実際を学ぶ。スクールカウンセラーが行うカウンセリングのアシスタントを通じて, スクールカウンセリングについて学ぶ。	秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し, 仮に事故が起きた場合は, 実習機関指導者から大学側指導者に連絡をしてただちに対応にあたる。
学内実習	学内実習 福島大学学校臨床支援センター附属臨床心理・教育相談室	(ア) (1) (3) (4) (イ) (ウ) (エ) (オ)	電話受付, カウンセリング, 心理検査, グループワークの計画・運営を行う。	秘密保持誓約書提出。事故防止については事前指導を徹底し, 仮に事故が起きた場合は, ただちに対応にあたる。

### 【事前・事後指導】

前・後の別	指導内容
事前指導	実習の意義, 公認心理師の職責の再認識, 実習の中で留意すべきことを指導したのち, 各実習施設の実習担当教員が個別に指導を行う(例: 司法・犯罪分野における臨床システム概要を学ぶ)
事後指導	実習で学んだことをふりかえり, 様々な分野での心理的援助について改めて考察させる。各施設ごとにも事後指導を行う(例: 心理職として, 司法・犯罪分野におけるアプローチの特質を確認する)

（資料省略）資料3及び資料4に記載の各実習施設からの承諾書

**資料 6 国立大学法人福島大学職員就業規則**

○国立大学法人福島大学職員就業規則 (金谷川事業場)

- 平成16年4月1日
- 改正** 平成17年3月28日
- 平成18年4月1日
- 平成19年4月1日
- 平成20年4月1日
- 平成21年4月1日
- 平成22年4月1日
- 平成23年4月1日
- 平成24年4月1日
- 平成25年4月1日
- 平成25年12月25日
- 平成27年3月1日
- 平成27年4月1日
- 平成27年12月1日
- 平成28年5月1日
- 平成29年4月1日
- 令和元年5月1日
- 令和2年3月30日

**第1章 総則**

(目的)

**第1条** この就業規則(以下「規則」という。)は、国立大学法人福島大学(以下「本学」という。)が、憲法で保障されている学問の自由及び大学の自治の理念を踏まえて、教育研究の活性化を図り、大学の社会的責任を全うすべく、自主的・自律的な運営を図ることを目的とし、「労働基準法」(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定により、本学に勤務する職員の就業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義)

**第2条** この規則において、職員とは、教育職員(以下「教員」という。)、事務系職員をいう。

- 2 教員とは、教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者をいう。
- 3 事務系職員とは、事務局長、参事、副参事、主査、主任、主事、自動車運転手、教務助

手、看護師の職にある者をいう。

(適用範囲)

**第3条** この規則は、前条に定める職員に適用する。

- 2 この規則を適用しないパートタイム職員、契約職員、嘱託職員及び非常勤講師の就業について必要な事項は、それぞれ別に就業規則を定めるものとする。

(権限の委任)

**第4条** 学長は、この規則に規定する権限の一部を理事又は職員に委任することができる。(遵守遂行)

**第5条** 本学及び職員は、この規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

**第2章 人事**

**第1節 採用**

(採用)

**第6条** 職員の採用は、競争試験又は選考による。

- 2 職員の採用について必要な事項は、別に定める「国立大学法人福島大学職員任用規程」による。

(労働条件の明示)

**第7条** 学長は職員として採用を決定した者に対し、次の事項を記載した「労働条件通知書」を交付する。

- 一 給与に関する事項
- 二 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- 三 労働契約の期間に関する事項
- 四 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- 五 交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- 六 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
- 七 退職手当に関する事項
- 八 期末・勤労手当に関する事項
- 九 安全衛生に関する事項
- 十 研修に関する事項
- 十一 災害補償に関する事項
- 十二 賞罰に関する事項

十三 休職に関する事項

十四 その他本学が必要と認める事項  
(採用時の提出書類)

**第8条** 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

- 一 誓約書
- 二 世帯全員の住民票
- 三 その他本学が必要とする書類

2 前項の提出書類の記載事項に変更があった場合は、その都度速やかに申し出るものとする。

(赴任)

**第9条** 赴任の命令を受けた職員は、発令の日から、次に掲げる期間内に新任地に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により定められた期間内に新任地に赴任できないときは、新任地の上司の承認を得なければならない。

- 一 住居移転を伴わない赴任の場合 即日
- 二 住居移転を伴う赴任の場合 7日以内で指定される期間内  
(試用期間)

**第10条** 職員として採用された者には、採用の日から3カ月の試用期間を設ける。ただし、学長が必要と認めた場合は、試用期間を短縮し、又はその期間を設けないことができる。

2 試用期間中の職員は、試用期間の途中において、又は終了の際、本人の勤務実績、健康状態等について、職員として不適切と認めるときは解雇することができる。

3 試用期間14日を超えた後に解雇する場合は、労基法第20条及び第21条の解雇手続きによるものとする。

4 試用期間は、勤続年数に通算する。

**第2節** 人事評価

(人事評価)

**第10条の2** 学長は、職員に対し、人事評価を実施する。

**第3節** 昇任及び降任

(昇任)

**第11条** 職員の昇任は選考による。

2 前項の選考は、その職員の勤務成績等に基づいて行う。

3 職員の昇任については、別に定める「国立大学法人福島大学職員任免規程」による。

(降任)

**第12条** 職員が次の各号の一に該当する場合には、降任させることがある。

- 一 勤務実績がよくない場合
  - 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
  - 三 その他、必要な適性を欠く場合
  - 四 経営上又は業務上やむを得ない事由による場合
- 2 降任にあたっては、理由を本人に明示し、弁明の機会を与える。

**第4節** 人事異動

(配置換及び併任)

**第13条** 学長は職員に対し、業務上の都合により配置換（職場の異動、職務の変更）、併任を命ずることができる。

2 配置換及び併任については、家族的責任など本人事情を十分考慮して、遅くとも7日前までに内示する。

3 配置換及び併任を命ぜられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。

(出向)

**第14条** 学長は職員に対し、業務上の都合により本学に在籍のまま出向を命ずることができる。ただし、出向を命ずる際には、本人の同意を得るものとする。

2 出向については、家族的責任など本人事情を十分考慮して、遅くとも14日前までに内示する。

3 職員の出向について必要な事項は、別に定める「国立大学法人福島大学職員の出向及び転籍に関する規程」及び「国立大学法人福島大学クロスアポイントメント制度に関する規程」による。

(転籍)

**第15条** 学長は職員に対し、他機関との人事交流、職員の資質向上等を目的として本学に復帰することを予定して転籍させることがある。ただし、転籍に際しては、本人の同意を得るものとする。

2 転籍については、家族的責任など本人事情を十分考慮して、遅くとも14日前までに内示する。

3 職員の転籍について必要な事項は、別に定める「国立大学法人福島大学職員の出向及び転籍に関する規程」による。

**第5節** 休職

定める。この休職の期間が5年に満たない場合には、休職した日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

4 前条第1項第3号から第5号までの休職期間が引き続き3年に達する際、特に必要がある場合、学長が認めるときは、2年を超えない範囲内において休職の期間を更新することができる。この更新した休職の期間が2年に満たない場合には、学長は、必要に応じ、その期間の初日から起算して2年を超えない範囲内において、再度これを更新することができる。

5 学長は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、前条第1項第4号の休職の期間を3年を超えない範囲内において定めることができる。この休職の期間が5年に満たない場合には、学長は、必要に応じ、休職した日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

6 前2項の規定による前条第1項第4号の休職及び第4項の規定による前条第1項第5号の休職の期間が引き続き5年に達する際、やむを得ない事情があると学長が認めるときは、必要に応じ、これを更新することができる。

(復職)

第18条 学長は、休職期間の途中、又は満了時において休職者の休職事由が消滅したと認められた場合には、復職を命じる。ただし、第16条第1項第1号に規定する病氣休職については、国立大学法人福島大学職員休職規程第9条から第12条により判断する。

2 前項の場合、原則として休職前の職場に復帰させるものとする。ただし、心身の状態その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

(休職中の身分)

第19条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

#### 第6節 退職及び解雇

(退職)

第20条 職員は、次の各号の一に該当するときは、退職扱いとし、職員としての身分を失う。

- 一 自己都合により退職を願い出て、学長から承認されたとき
- 二 定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）を迎えたとき
- 三 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき
- 四 第16条第1項に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき

(休職)

第16条 職員が次の各号の一に該当するときは、休職とすることができる。

一 負傷又は疾病により、病氣休職の期間（「国立大学法人福島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程」第23条第1項に規定する「特定病氣休職」の期間から同項に規定する「除外日」を除いた期間）が連続して90日を超える場合（病氣休職）

二 刑事事件に関し起訴された場合（起訴休職）

三 学校、研究所、病院その他本学が指定する公的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は本学が指定する国際事情の調査等に従事する場合（研究休職）

四 科学技術に関する国及び独立行政法人と共同して行われる研究又は国若しくは独立行政法人の委託を受け行われる研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は本学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合（共同研究休職）

五 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要がある場合（兼業休職）

六 わが国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合（派遣休職）

七 労働組合業務に従事する場合（専従休職）

八 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合（災害休職）

九 その他特別の事由により休職にすることが適当と認められる場合（その他休職）

2 試用期間中の職員については、休職を認めない。

3 職員の休職について必要な事項は、別に定める「国立大学法人福島大学職員休職規程」による。

(休職の期間)

第17条 前条第1項第1号、第3号から第5号まで、第8号及び第9号の休職期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内で学長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

2 前条第1項第2号の休職期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。

3 前条第1項第6号及び第7号の休職期間は、必要に応じ5年を超えない範囲内で学長が

- 五 死亡したとき
- 六 本学及び他の国立大学法人等の役員に就任したとき
- 七 本学と連絡不能の状態(行方不明)となり、120日以上経過したとき(ただし、業務上の災害による場合を除く。)
- (自己都合による退職手続)

**第21条** 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、学長に退職願を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により30日前までに退職願を提出できない場合は、14日前までにこれを提出しなければならない。

い。

2 職員は、退職願を提出しても、退職するまでは、従来職務に従事しなければならない。

(定年年齢)

- 第22条** 職員の定年年齢は、次の各号に定める年齢とする。
- 一 教員 満65歳
- 二 守衛 満63歳
- 三 前号以外の事務系職員 満60歳

(事務系職員の定年の延長)

**第23条** 学長は、定年に達した事務系職員について、その職員の有する特殊能力からみて、その退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、1年を超えない範囲で定年を延長することができる。

2 前項の規定による定年の延長は、3年を超えない範囲で更新することができる。

(定年退職者の再雇用)

**第24条** 第22条の規定により退職した者又は前条の規定により定年延長した後退職した者で、再雇用を希望する者について、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するために特に必要があると認めるときは、在職中の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で再雇用することができる。

2 再雇用は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前2項の規定による雇用期間は、その者が満65歳に達する日以後における3月31日以前までとする。

(解雇)

**第25条** 職員が次の各号の一に該当するときは解雇することができる。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 勤務成績又は業務能力が著しくよくない場合
- 四 職務に必要な適格性を著しく欠く場合
- 五 経営上やむを得ない事由により、事業活動の縮小に伴う減員が避け難い場合
- 六 天災事変その他やむを得ない事由により、本学の事業継続が不可能となった場合
- 七 その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

2 前項に基づき解雇にあつては、理由を本人に明示し、弁明の機会を与える。

(解雇制限)

**第26条** 前条の規定にかかわらず、職員が次の各号の一に該当する期間中は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らず労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合は、必ずしもこの限りでない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後の30日間
  - 二 産前産後の女性職員が、休業する期間及びその後の30日間
- (解雇予告)

**第27条** 第25条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、試用期間中の職員(試用開始後14日を超えて引き続き雇用された者を除く。)を解雇する場合は所轄労働基準監督署の認定を受けて第47条第1項第5号に定める懲戒解雇をする場合はこの限りでない。

2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮することができる。

(退職後の責務)

**第28条** 退職し又は解雇された者は、在職中に職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。(退職証明書書の交付)

**第29条** 学長は、退職し又は解雇された者が、退職証明書書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- 一 雇用期間
- 二 業務の種類
- 三 本学における職位
- 四 給与

## 五 退職の事由（解雇の場合はその理由）

- 3 学長は、解雇の予告をされた者が、解雇の理由についての証明書を請求した場合には、退職前であっても遅滞なくこれを交付する。
- 4 証明書には第2項の事項のうち、退職し又は解雇された者、及び解雇の予告をされた者が請求した事項のみを記載するものとする。

## 第3章 給与

### （給与）

**第30条** 職員の給与については必要な事項は、別に定める国立大学法人福島大学職員給与規程、国立大学法人福島大学年俸制教員給与規程又は国立大学法人福島大学特定年俸制教員給与規程による。

## 第4章 勤務

### （誠実義務）

**第31条** 職員は、全体の奉仕者としての立場と職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

### （職務専念義務）

**第32条** 職員は、規則又は関係法令の定める場合を除いて、勤務中は本学がなすべき職務に専念しなければならない。

### （職務専念義務の免除）

**第33条** 職員は、次の各号の一に該当する場合には、届出の上、職務専念義務を免除される。

- 一 勤務時間内のレクリエーションに参加する場合
- 二 勤務時間内に組合交渉に参加することを必要とする場合
- 三 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。)第12条の規定に基づき、妊産婦である職員が勤務時間内に保健指導又は健康診断を受ける場合
- 四 均等法第13条の規定に基づき、妊産婦である職員が通勤緩和、休憩、休業及び補食により勤務を免除された場合
- 五 勤務時間内に本学が指定する総合的な健康診断を受ける場合
- 六 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査または特定保健指導を受診する場合
- 七 その他特別な事由により本学が必要と認めた場合

## （遵守事項）

**第34条** 職員は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 法令を遵守し、本学の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。
- 二 職場の内外を問わず、本学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 三 職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
- 四 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的に利用してはならない。
- 五 本学の敷地及び施設内で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。  
（倫理の保持）

**第35条** 職員の倫理については、遵守すべき倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項は、別に定める「国立大学法人福島大学役員倫理規程」による。

## （キャンパス・ハラスメントの防止）

**第36条** 本学及び職員は、キャンパス・ハラスメントの防止に努めなければならない。  
2 ハラスメントの防止等に関する措置は、別に定める「福島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則」による。

## （兼業）

**第37条** 職員は、本務に支障のない限り、学長の許可を得て兼業することができる。（本務優先の原則）

2 兼業は、本学と利益が相反するものであってはならない。（利益相反防止の原則）

3 職員の兼業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人福島大学職員兼業規程」による。

## 第5章 勤務時間、休日、休暇等

### （基本的な勤務時間）

- 第38条** 勤務時間は、1週38時間45分とする。
- 2 勤務日は、月曜日から金曜日までの週5日制とする。
  - 3 勤務時間は、1日7時間45分を原則とする。
  - 4 1日の勤務時間等の通常の割振りは、次のとおりとする。

始業時刻	午前8時30分
終業時刻	午後5時15分
休憩時間	午後0時15分から午後1時15分

5 職員の勤務時間について必要な事項は、別に定める「国立大学法人福島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程」による。

(休日)

**第39条** 職員の休日は、次の各号とする。

- 一 日曜日及び土曜日（ただし、法定休日は日曜日とする。）
  - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - 三 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日。ただし、前号に該当する休日を除く。）
  - 四 その他、特に指定する日
- 2 職員の休日について必要な事項は、別に定める「国立大学法人福島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程」による。

(有給休暇)

**第40条** 有給休暇は、年次有給休暇、病欠休暇、特別休暇とする。

- 2 職員の有給休暇について必要な事項は、別に定める「国立大学法人福島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程」による。
- 3 特別休暇とは、投票休暇、出張休暇、骨髄移植休暇、社会貢献休暇、結婚休暇、産前休暇、産後休暇、育児休暇、配偶者出産休暇、男性職員育児休暇、幼児看護休暇、忌引き休暇、追悼休暇、夏季休暇、20年永年勤続休暇、退職時永年勤続休暇、住居被災休暇、交通障害休暇、災害回避休暇及び介護休暇をいう。

(育児休業等)

**第41条** 職員のうち、3歳に満たない子の養育を必要とする者は、学長に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2 職員のうち、小学校就学の始期に達する日までの子の養育を必要とする者は、学長に申し出て育児時間勤務又は育児時間の適用を受けることができる。

3 育児休業等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人福島大学職員の育児休業等に関する規程」による。

(介護休業等)

**第42条** 職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、学長に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

2 介護休業等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人福島大学職員の介護休業等に関する規程」による。

## 第6章 研修

(研修)

**第43条** 学長は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、職員の研修機会の提供に努めなければならない。

- 2 職員は、研修に努めなければならない。
- 3 職員の研修について必要な事項は、別に定める「国立大学法人福島大学職員研修規程」による。

## 第7章 知的財産権

(知的財産権)

**第44条** 知的財産権について必要な事項は、別に定める。

## 第8章 賞罰

(表彰)

**第45条** 学長は、職員が本学の業務に関し、特に功労があつて他の模範とするに足りると認められるときは、別に定める「国立大学法人福島大学職員表彰規程」により、これを表彰する。

(懲戒)

**第46条** 職員が、次の各号の一に該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行うことがある。

- 一 この規則又は本学の定める諸規程に違反したとき
- 二 職務上の義務に違反したとき
- 三 故意又は重大な過失により本学に損害を与えたとき
- 四 正当な理由なしに無断欠勤したとき
- 五 正当な理由なしにしばしば遅刻、早退する等勤務を怠ったとき
- 六 刑法上の犯罪に該当する行為があつたとき
- 七 本学の名誉若しくは信用を著しく傷つけたとき
- 八 素行不良で本学の秩序又は風紀を乱したとき
- 九 重大な経歴詐称をしたとき
- 十 前各号に準ずる行為があつたとき

2 前項に基づく懲戒処分にあつては、理由を本人に明示し、弁明の機会を与える。

(懲戒の種類・内容)

**第47条** 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- 一 戒告 責任を確認し、将来を戒める。
- 二 減給 始末書を提出させるほか、給与を減額する。この場合において、1件の減給額は、平均賃金の1日分の2分の1を超えないこと、複数の懲戒事由が重なった場合の減給総額は当該月の給与総額の10分の1を超えないこととする。
- 三 出勤停止 始末書を提出させるほか、1日以上1年以内を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- 四 諭旨解雇 退職を勧告する。勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。
- 五 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署の認定を受けたときは労基法第20条に規定する手当を支給しない。
- 2 職員の懲戒について必要な事項は、別に定める「国立大学法人福島大学職員懲戒規程」による。
- (訓告等)
- 第48条** 第46条に基づく懲戒処分の必要がない者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告、厳重注意を文書等により行う。
- (損害賠償)
- 第49条** 職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、第47条又は第48条の規定による懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。
- 第9章 安全衛生**  
(安全・衛生管理)
- 第50条** 学長は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他の関係法令に基づき、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。
- 2 職員は、安全、衛生及び健康の保持確保について、関係法令のほか、学長の指示を守るとともに、本学が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。
- 3 職員の安全・衛生管理について必要な事項は、別に定める「国立大学法人福島大学職員安全衛生管理規程」による。
- 第10章 出張**  
(出張)
- 第51条** 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。
- 2 職員は、出張を終えたときは、速やかに報告しなければならない。
- (旅費)

- 第52条** 前条の出張に要する旅費について必要な事項は、別に定める「国立大学法人福島大学職員旅費規程」による。
- 第11章 福利・厚生**  
(福利・厚生)
- 第53条** 学長は、職員の福利・厚生の充実に努めなければならない。
- 2 職員の宿舍の利用について必要な事項は、別に定める「国立大学法人福島大学職員宿舍規程」による。
- 第12章 災害補償等**  
(業務上の災害補償)
- 第54条** 職員の業務上の災害については、労基法及び「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)の定めるところにより、同法の各補償給付を受けるものとする。
- (通勤途上災害)
- 第55条** 職員の通勤途上における災害については、労災法の定めるところにより、同法の各給付を受けるものとする。
- (労働福祉事業)
- 第56条** 前2条の災害を受けた場合における被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な福祉事業に関しては、労災法の定めるところによる。
- (付加給付)
- 第57条** 労災法による給付のほか、別に定める「国立大学法人福島大学職員災害補償規程」により、付加給付を行うことができる。
- 第13章 退職手当**  
(退職手当)
- 第58条** 職員の退職手当について必要な事項は、別に定める「国立大学法人福島大学職員退職手当規程」による。
- 第14章 雑則**  
(雑則)
- 第59条** 職員の就業に関して、この規則に定めのない事項については、労基法、その他関係法令及び諸規程の定めるところによる。
- 附 則**
- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 大学設置・学校法人審議会の審査に係わって外部から招聘した教員のうち、理工学群共生システム理工学類の設置に特に必要であると学長が認めたものは、第22条の規定にかかわらず、平成21年3月まで雇用を継続することができる。

**附 則**

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第40条第3項については、平成17年1月1日から適用する。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 理工学群共生システム理工学類の設置にあたり大学設置・学校法人審議会の審査に係わって外部から招聘した教員のうち、大学院理工学研究科の設置に特に必要であると学長が認めたものは、第22条の規定にかかわらず、平成22年3月まで雇用を継続することができる。

**附 則**

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(施行日前における病気休暇の効果の継承)

2 この規程の施行日の前日における病気休暇の効果については、施行日においてこれを継承し、第16条第1項第1号の規定は「負傷又は疾病により、病気休暇の期間が引き続き15月を超える場合」とする。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成25年12月25日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成28年5月1日から施行する。

**附 則**

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 食農学類(仮称)の設置にあたり大学設置・学校法人審議会の審査に係わって外部から招聘する教員及び公募する教員のうち、特に必要であると学長が認めたものは、第22条の規定にかかわらず、当該学類の完成年度まで雇用することができる。

**附 則**

この規則は、令和元年5月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大学院生研究室の室内配置例

